

第 2 期子ども・若者の未来応援プラン評価について

1 現状（子若プランの記載）

(1) 第 7 章 2 計画の進行管理（P 2 7 8）

- 「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置つけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。
- 第 4 章の進行管理にあたっては、市総合計画第 3 期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置つけた 3 つの施策の方向性や 9 つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。【施策評価シート】

- 第 5 章については、第 4 章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて 取組ベースで記載していることから、位置つけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【子ども・若者を取り巻く個別課題への対応報告書】

- 第 6 章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第 4 章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。【実績点検シート】

(2) 第 7 章 3 計画の推進体制（P 2 7 9）

- 本計画の進行管理にあたっては、川崎市子ども・子育て会議において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

2 課題・今後の方向性

課題	対応
<p>(1) 「社会的養育推進計画」と「新放課後子ども総合プラン」の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 期子若プランから新たに包含した、<u>社会的養育推進計画と新放課後子ども総合プラン</u>についての評価が必要である。 <p>「都道府県社会的養育推進計画」の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全面的な見直し後の計画期間は 2029 年度を終期とし、2020 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度ごとの各期に区分して策定すること。<u>計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに</u>、2020 年度から 2024 年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。 	<p>⇒これまでの第 1 期の川崎市社会的養育推進計画の年度評価と第 1 期の川崎市子ども・若者の未来応援プランの年度評価の重複している部分と統合するとともに、新たに策定した新・放課後総合プランについても、第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プランの年度評価と一体的で効率的な進行管理を行うため、国の要綱等を踏まえ、施策評価シートによる第 4 章の評価に加え、<u>実績点検シートに、代替養育・放課後子供教室の「量の見込み」・「確保方策」を追加し、利用実態を把握する。</u></p>

社会的養育推進計画評価シート (R3)

8	施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進	一時保護委託やショートステイなど、児童や家庭のニーズに即したきめ細やかな支援を行うとともに、施設における里親支援機能の充実を図ること、多様な役割を内閣に果たせるよう、環境の整備を図ります。また、地域小規模児童養護施設を新たに整備していくなど、施設機能の地域分散化にも取り組めます。	①高機能化・多機能化の推進 ②地域分散化の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①里親支援やショートステイ機能の充実、ひびく児童相談所一時保護所の現状などを踏まえ、今後の施設における機能の強化と多様性を視野に入れながら各施設と意見交換を行うなど、検討を行いました。 ②入所児童の処遇環境や社会性の向上を図りながら、要保護児童の受け皿の確保を固立していくため、令和3年度中に地域小規模児童養護施設1か所を開設したほか、自立援助ホームを1か所設置しました。また、次年度以降に向けた新規開設のため、物件や施設の人材確保等に向けた調整を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
9	施設の専門性の確保と人材育成支援	職員の確保や定着、育成を行うため、処遇改善や専門家によるスーパーバイズによる支援など、専門性の向上を支援する取り組みを推進します。	①施設職員の処遇改善に向けた取組の推進 ②施設職員の定着・育成に向けた取組の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①年度途中より、新型コロナウイルスへの対策と、最前線で働くエッセンシャルワーカーに対する賃金の引き上げを目的とした社会的養育処遇改善事業が導入され、所管する施設職員に対して支弁を行いました。 ②市独自の制度として宿舎借り上げ支援事業の創設を行い、職員の確保と定着を支援しました。その他実習を受けた学生に、より深く施設を知ってもらい、将来の養育者となってもらうためのアルバイト雇用を促進したほか、人材育成のための研修会の開催を促し、その際の費用について支弁を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
10	学習支援・進学に向けた支援	学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、学習塾や家庭教師等の活用により、それぞれの児童の個性や理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。また、大学等進学後における市独自の奨学金制度の活用により、経済面での負担軽減を図ります。	①児童の個性に応じた学習支援の推進 ②活用可能な給付金等の情報提供	ほぼ目標通り達成しました。 ①児童の希望や進路・目標などに応じて学習塾の利用や参考図書購入など家庭学習の強化、地域人材の活用による学習時間の確保などを実施し、28人の児童の支援につながりました。 ②施設退所を控えた児童に対しては、本市の奨学金制度については、本市の奨学金制度について会議や家内の郵送等による周知を図り、積極的な活用につなげ、結果として28名から申請を受けました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
11	児童への措置解除に向けた支援	社会的養育自立支援事業の活用により、措置解除前後の一貫した相談支援体制を実施します。	①親・学・道支援の推進 ②措置解除後の支援の推進 ③居住支援・生活支援の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①の委託事業により主に高校生以上の児童を対象とし、自治体に必要な知識習得や金銭教育等を行うことにより、一人暮らし等将来の社会生活のイメージを持ってもらうことと合わせ、進学又は就職に向けた支援を実施しました。また、施設退所後も最長5年間のアフターフォローを行い、17名の方を就労につなげるとともに、67名の方を支援しました。 ②施設や里親家庭で育ち、その後進学や就労につながった児童等のうち、10人が施設や里親宅に継続して居住しながら自立することを希望されたため、退所者居住支援制度の活用によるサポートを行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

代替養育(施設等)の確保方策		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内部評価	量的見込み	—	360人	361人	366人
	実績	374人	360人	360人	370件

新・放課後子ども総合プラン

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

施策評価シート (新)

4	児童養護施設等運営事業	・定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養育の意識の醸成	目標どおり達成できました。 ①乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設における社会的養育の推進 ②児童養護施設等への法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による運営支援 ③児童ファミリーグループホームにおける家庭的養育の推進 ④児童養護施設退所者等に対する自立支援の推進 ⑤児童養護施設退所者等に対する自立支援の推進 児童の希望や進路・目標などに応じて学習塾の利用や参考図書購入など家庭学習の強化、地域人材の活用による学習時間の確保などを実施し、28人の児童の支援につながりました。 施設退所を控えた児童に対しては、本市の奨学金制度について会議や家内の郵送等による周知を図り、積極的な活用につなげ、結果として28名から申請を受けました。 委託事業により主に高校生以上の児童を対象とし、自治体に必要な知識習得や金銭教育等を行うことにより、一人暮らし等将来の社会生活のイメージを持ってもらうことと合わせ、進学又は就職に向けた支援を実施しました。また、施設退所後も最長5年間のアフターフォローを行い、17名の方を就労につなげるとともに、67名の方を支援しました。 施設や里親家庭で育ち、その後進学や就労につながった児童等のうち、10人が施設や里親宅に継続して居住しながら自立することを希望されたため、退所者居住支援制度の活用によるサポートを行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
---	-------------	---	---	-----------	----------	-------------

実績点検シート

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
代替養育(施設等)の確保方策	量的見込み				
	実績				
実績と目標が乖離した場合					
理由	今後の方向性				

【全市域】

実績点検シート (追加)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部評価	量的見込み				
	実績				
実績と目標が10%以上乖離した場合					
理由	今後の方向性				

(2)子ども・子育て支援法に基づく基本指針への対応

●子ども・子育て支援法に基づく基本指針で定められている費用の使途実績を記載する必要がある。また、国通知（子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について）の点検及び評価の内容（例）で示されている、「計画を実施するために必要な財源の確保状況等」を記載する必要がある。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

略

地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項
 地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
 市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。
 評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

⇒総合計画の事務事業評価シートには、予算額と決算額が記載されており、子
 若プランの施策評価シートにも**各事業の予算額と決算額の記載を追加す**
 る。

施策評価シート（R3）

施策を構成する事務事業	①	住宅政策推進事業	⑦	防犯対策事業	⑬	
	②	高齢者等に優しい住宅供給推進事業	⑧	商店街課題対応事業	⑭	
	③	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	⑨		⑮	
	④	市営住宅等管理事業	⑩		⑯	
	⑤	魅力的な公園整備事業	⑪		⑰	
	⑥	公園施設長寿命化事業	⑫		⑱	

施策評価シート（新）



施策を構成する事務事業	①	住宅政策推進事業	①		①	
	②	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	②		②	
	③	市営住宅等管理事業	③		③	
	④	魅力的な公園整備事業	④		④	
	⑤	公園施設長寿命化事業	⑤		⑤	
	⑥	防犯対策事業	⑥		⑥	
	⑦	商店街活性化・まちづくり運動事業	⑦		⑦	
	⑧		⑧		⑧	
	⑨		⑨		⑨	
	⑩		⑩		⑩	
	⑪		⑪		⑪	
	⑫		⑫		⑫	
	⑬		⑬		⑬	
	⑭		⑭		⑭	
	⑮		⑮		⑮	
	⑯		⑯		⑯	
			⑰		⑰	
			⑱		⑱	

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

○点検及び評価の内容（例）

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況
 （指標例：質の向上項目の実施状況）
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果（アウトカム）
 （指標例：子育て支援全般についての住民満足度）

(3)国通知「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について」

への対応

ア 国通知の中の「点検及び評価の内容(例)」で示されている、計画と実績が乖離した理由と今後の対応方策の記載について記載欄がない。

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

○点検及び評価の内容(例)

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(内閣府通知)

(2)「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、**10%以上の乖離がある場合**は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

※ $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\%$ 又は $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

実績点検シート(R3)

(イ) 認定こども園・認可保育所		【全市域】		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
内部評価	認定こども園施設数(うち幼保連携型)	目標 10か所(4か所)	12か所(5か所)	16か所(5か所)
	令和3年度に認定こども園へ2園が移行し、施設数の合計は14園となりました。	実績 10か所(3か所)	12か所(5か所)	14か所(5か所)

⇒市民や子ども・子育て会議委員にわかりやすく、職員も記載しやすいよう、実績点検シートに、実績と目標が乖離した場合、**その理由と今後の対応方策を記載する欄を追加**する。

※「実績値」と「量の見込み」との乖離については、内閣府通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を参考に、**10%以上の乖離がある場合に記載**することとする。

実績点検シート(追加)

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合	保育所・認定こども園(2・3号)	理由	今後の方向性
	幼稚園・認定こども園(1号)	理由	今後の方向性
私学助成を受ける幼稚園	理由	今後の方向性	
地域型保育事業	理由	今後の方向性	
認可外保育施設等	理由	今後の方向性	

実績点検シート(新)

(イ) 認定こども園・認可保育所		【全市域】			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部評価	認定こども園施設数(うち幼保連携型)	目標			
	令和3年度に認定こども園へ2園が移行し、施設数の合計は14園となりました。	実績			
実績と目標が10%以上乖離した場合					
理由	今後の方向性				

イ 国通知の中の「点検及び評価の内容（例）」で示されている、質の向上の進捗状況と計画全体の成果（指標）の記載がどの部分にあたるか未整理である。

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

○点検及び評価の内容（例）

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況
（指標例：質の向上項目の実施状況）
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果（アウトカム）
（指標例：子育て支援全般についての住民満足度）

⇒質の向上の進捗状況と計画全体の成果（指標）については、第4章施策5の指標（公民保育所職員研修の参加者数、保育所等における利用者の満足度）が該当の記載部分とする。

施策評価シート（R3）

8	活動指標	公民保育所職員研修の参加者数		目標	4,500	4,500	4,500	4,500	人
		説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数【公立保育所運営事業】			実績	5,202	5,372	
9	成果指標	保育所等における利用者の満足度		目標	-	8.2	-	8.2	点
		説明	「認可保育所等利用アンケート」（無作為抽出利用者2,000人）における各質問項目（10段階）の平均値 ※10点満点【公立保育所運営事業】			実績	-	7.8	

（4）施策の指標と事務事業の指標の整理

- 現行の点検・結果報告書では、施策の指標と事務事業の指標がまとめて記載されているが、施策評価にあたっては、施策レベルの指標と事務事業レベルの指標を分けて評価を考える必要がある
- 事務事業の指標欄と取組内容の実績欄のページが離れており、子ども・子育て会議においても、指標の実績が目標を下回った場合に、理由や今後の取組について、指標欄と各事務事業の取組の実績欄を行ったり来たりしながら確認している。

⇒施策の指標と事務事業の指標を分けるとともに、事務事業の取組内容や達成度と併せて事務事業の指標も把握しやすいように、施策評価シートの評価欄に、事務事業ごとに指標を記載する。また、施策の指標については、実績が目標を下回った場合に、理由や今後の取組を記載する欄を追加する。事務事業の指標については、実績が目標を下回る場合に、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載するよう、注意書きを追加する。

施策評価シート (R3・事務事業の指標を含めた指標)

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標							
指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標 住宅政策審議会の開催	目標	3	3	3	3	回
		実績	3	2	1	2	
2	成果指標 サービス付き高齢者向け住宅の登録数	目標	1,970	2,173	2,375	2,628	戸
		実績	1,844	1,865	1,944	1,944	
3	成果指標 子育て等あんしんマンション認定件数	目標	4	4	4	4	件
		実績	1	1	-	-	
4	活動指標 居住支援協議会の会議開催数	目標	5	5	5	5	回
		実績	6	5	6	7	
5	成果指標 すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行支援件数	目標	-	6	12	12	件
		実績	-	9	2	3	
6	成果指標 市営住宅使用料収入率(現年)	目標	99.2	99.17	99.34	99.41	%
		実績	99.17	99.43	99.46	99.53	

施策評価シート (R3)

3 評価 内部評価の結果							
事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
1	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもが活躍する市民の居住の安定を図るため、民間住宅から市営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①住宅基本計画の推進と計画決定に向けた取組の検証・調整 ②住宅・土地統計調査等の調査結果の分析 ③子育て世帯の市内定住促進に資するモデル事業の検証結果を踏まえた支援制度の本格実施 ④断熱化の促進に向けたモデル事業の実施、効果検証	①ほぼ目標どおり達成できました。 ②住宅政策審議会について3回の目標として、2回の開催となりましたが、より専門的な事項について調査・審議するための専門部会(3回)を活用することで、住宅基本計画に基づく住宅セーフティネットの構築に向けた取組等を推進するとともに、次期計画改定に向けてこれまでの取組の状況や成果等について整理し、検証を行いました。 ③次年度の「川崎市」の発行に向けて、住宅・土地統計調査等の調査結果について、前回調査結果からの推移や他都市との比較を行い、ながら、本市の住宅の現状・動向等の分析を行いました。 ④子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度「川崎市すまいいいかすプロジェクト」を開始し、既存住宅の活用に関するセミナーや、既存住宅の買取再販型の仕組みの普及に向けた周知等や、民間事業者と連携して実施しました。 ⑤空家を町会サロンとして活用したモデル事業の中で、断熱化に関するDIYを実施した事例を踏まえ、ヒートショックなどの健康対策や省エネ・光熱費の削減効果などが期待される住宅改修等について、オンラインセミナーにより普及啓発するなど断熱化の促進を図りました。	3 (ほぼ)目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標							
指標分類	指標の説明	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標 住宅に関する市民の満足度	目標	施策4の主要な成果指標				%
		実績	-	以上	-	-	
2	成果指標 公園緑地の整備・管理状況についての満足度	目標	63.5	64	64.5	65以上	%
		実績	-	-	-	-	
3	成果指標 空き巣等の刑法犯認知件数	目標(以下)	8,500	8,500	8,500	8,500	件
		実績	-	-	-	-	
実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組						

施策評価シート (新)

3 評価 内部評価の結果							
事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
1	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもが活躍する市民の居住の安定を図るため、民間住宅から市営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①住宅基本計画の推進と計画決定に向けた取組の検証・調整 ②住宅・土地統計調査等の調査結果の分析 ③子育て世帯の市内定住促進に資するモデル事業の検証結果を踏まえた支援制度の本格実施 ④断熱化の促進に向けたモデル事業の実施、効果検証	3 (ほぼ)目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること							
住宅政策審議会の開催							
活動指標	住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議することを目的に開催する審議会の開催回数【住宅政策推進事業】	目標	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
		実績					回

(5) 施策の方向性の評価について

- 「第4章の進行管理にあたっては、(中略)位置づけた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行う」こととしており、3つの施策の方向性について、点検評価結果報告書に、評価の記載を加える必要がある。

⇒施策の方向性を構成する各施策評価シートの「総合的な評価」をまとめ、点検評価結果報告書に3つの施策の方向性についての評価を記載する。

1 施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実¹⁾

(1) 事業の達成状況等²⁾

施策の方向性 I を構成する 31 の事務事業について、評価を行った結果、「2 目標を上回って達成した事務事業」が 1 事業、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 21 事業、「4 目標を下回った事務事業」が 9 事業であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」及び「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が 22 事業、「B やや貢献している事務事業」が 9 事業であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

今後の事業の方向性については、「I 現状のまま継続する事務事業」が 4 事業、「II 改善しながら継続する事務事業」が 27 事業であり、「III 事業規模を拡大する事務事業」、「IV 事業規模を縮小する事務事業」、「III 事業を廃止する事務事業」、「III 事業を終了する事務事業」はありませんでした。



(2) 総合的な評価³⁾

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう、オンライン形式を併用した各種研修や動画配信を含む広報など、子どもの権利の啓発を進めるとともに、ふれあいサポート事業における新たな子どもの預かり場所として、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めるなど、子育て家庭への支援や、子育てに負担を感じる家庭への支援に取り組みました。

また、令和3年10月から新生児の受ける聴覚検査の費用補助を開始するなど、妊娠・出産期に安心して過ごせる取組や、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援を進めたほか、リモートによる交流イベントや手紙を介した高齢者施設との交流事業など、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を進めました。

さらに、GIGA 端末を効果的に活用し、動画配信やオンライン研修を実施するなど、学校・家庭・地域が連携した、よりよい学習活動を実現するための取組、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を進めたほか、外圍につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施するなど、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を進めました。

併せて、子育て家庭が安心して暮らせる居住環境づくりや、犯罪の未然防止に向けて、安全・安心な地域づくりにも取り組み、一部の事務事業で目標を下回った事務事業があったものの、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、概ね順調に取組を推進しました。

(6)第4章の事務事業と第5章の推進項目の関連について

- 子若プランの第5章は、「第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載」しており、評価においても、第5章の子ども・若者を取り巻く個別課題への対応報告書の内容と関連する施策評価シートを関連付ける必要がある。

⇒第5章の子ども・若者を取り巻く個別課題への対応報告書に、該当する事務事業のページを記載し、第4章の評価結果と見比べられるようにする。

第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭の自立支援の推進

(こども未来局：こども家庭課)

〔ひとり親家庭の生活支援事業／施策評価シートP59〕

- ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。
- ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。
- 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。